

第4回 裾野市水道事業審議会・裾野市下水道審議会 議事録【要旨】

I 日時：令和2年2月13日 午後2時00分～午後2時45分

II 場所：裾野市役所 第1委員会室

III 出席委員：9名（順不同）

佐藤裕弥委員（会長）、渡邊康一委員（副会長）、三明正明委員、増田喜代子委員、西島奉行委員、寺嶋勝俊委員、柏木道子委員、山田浩昭委員、服部敏淳委員  
阿部征雄委員（欠席）

IV 事務局（市側）出席者：10名

鈴木環境市民部長、細井水道事業管理監兼上下水道経営課長、中野上下水道工務課長、勝又上下水道経営課長代理、服部主幹、芹澤係長、鎌野主査、眞田主任、大橋主事

V 傍聴者：2名

VI 次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）審議会の非公開について

（2）裾野市水道事業経営戦略（案）について

（3）裾野市公共下水道事業経営戦略（案）について

（4）下水道使用料金改定（案）について

（5）答申の骨子について

4 その他

・答申日 令和2年3月4日（水）午後4時 市役所3階 市長応接室を予定

5 部長あいさつ

6 閉 会

VII 議事録【要旨】

（1）【審議会の非公開について】：事務局案を説明。

〈会長〉今回は、原則通り会議を公開し、議事録は要旨にて公開との事務局案だが、委員の方々から公開あるいは非公開について意見を伺う。

〈委員〉異議なし。

（2）【裾野市水道事業経営戦略（案）について】：事務局より説明

〈会長〉事務局より水道事業経営戦略（案）について主な修正箇所等の説明があった。皆様いかがか。

〈委員〉特になし

〈会長〉パブリックコメントについて、水道事業の経営戦略として民間委託に関し、水道料金の値上げの質問があったとのこと。これについて経営戦略への反映があるかどうか。

〈事務局〉委託を増やすことによって料金値上げにつながることはないよう、検証しているので、特に経営戦略に追記はしていない。

〈会長〉パブリックコメントは公開済みか。

〈事務局〉ホームページですでに公開済みである。

〈会長〉民間委託と料金の関係は裾野市民にとって、非常に気になる箇所かもしれない。今回のパブリックコメントで経営戦略の修正という形の反映はないが、今後、毎事業年度の経営計画並びに事業の執行の際には、念頭において活動するよう要望する。

(3) 【裾野市公共下水道事業経営戦略（案）について】：事務局より説明

〈会長〉確認だが、パブリックコメントにおいて負担金との関係に触れているが、特に経営戦略に反映することではないということでしょうか。

〈事務局〉既に経営戦略の中の財政計画に入れているのでよいと判断した。

〈会長〉パブリックコメントでいただいた意見については折り込み済みと判断する。その他委員の皆様いかがか。

〈委員〉特になし。

〈会長〉私からのコメントであるが、それぞれの経営戦略表紙並びに裏表紙に、デザイン化されたマンホール蓋や、水道施設の写真を入れた点などしかるべきデザインが入っている。こういう点は非常に市民にとってインパクトがある。

現在の東京駅では裾野市のイメージ写真等が展示されており、私が見る限り東京駅周辺を通過する人々の目をひいている。そして非常に裾野市の特色がわかりやすくなっている点が興味深い。

このような中、例えばマンホール蓋は日常生活であまり意識しないものだが、最近はマンホールカードのコレクションが話題となっている。

このようなことから、非常に細かい点だが、市民に裾野市の特徴をわかってもらえる点が配慮されているといえ、広報戦略として非常に興味深い。

このような市民とのコミュニケーション、PR 活動は必要不可欠であるため、定期的かつ計画的に行うことを意見要望として事務局に願います。

(4) 【下水道使用料金改定（案）について】：事務局より説明

〈会長〉資料3より、事務局で詳細に検討した改定案は、前回合意した通り 21.3%を表にしたものであり、どの案を採択しても下水道事業としては安定する。問題は市民の家計への負担、あるいは大口の需要階層の実質的な負担感、ここが一つの判断基準となる。

ここについては委員各位に二つの側面からみていただく必要がある。

一つは委員としての立場。裾野市の下水道事業会計が健全であってしっかりと市民に対するサービスが提供できるという観点。もう一つは実質的に市民としての立場からの負担感という各々の立場。

どちらの立場でもよいので、皆様いかがか。

〈委員〉見た目わかりやすいのが良い。案2または案B2。

〈委員〉案Aと案Bを比較し、案Bは区分を増やし細分化していて良いと思う。基本的には基本料金は、ある程度抑え、使用量に応じた料金体制が好ましく思うので、超過料金に重点をおく方がよいと思う。いずれにしても平均的な改定率は21.3%で落ち着くので、案B2を中心に考える。

〈委員〉案の中で、案B4が一番基本料金が上がってしまっている感がある。これでないと賄えないのかという疑問がある。超過料金については、一番使用する階層に重点を置いているとのことであるが、判断に迷っている。

〈委員〉個人的には使用量に応じて支払うのは理解する。市内の大規模な会社の場合どのような状況でありどのような状況になるのか見解を伺う。

〈事務局〉市内の大手の会社は未整備地域及び計画外地域が多く、自社浄化槽での処理である。

〈委員〉基本料金の設定が10 m<sup>3</sup>であるが、5 m<sup>3</sup>とかの設定はないのか。

〈事務局〉水道料金と同様に諸費用が掛かっているため10 m<sup>3</sup>までを基本料金とし、接続してる以上は費用として納めていただきたいと考える。

〈委員〉了解。

〈委員〉一般家庭で一番多い使用量はどの階層か。

〈事務局〉一般家庭で一番多い使用量は、月 100 m<sup>3</sup>程度である。

〈委員〉基本的に値上げとなるため、使用者の理解が必要である。基本料金を抑え、超過分に重点を置くのが良いと考える。しかし、どの案でも一長一短はあるので、結論は出ないが案 B を中心に考えたい。

〈委員〉区分は 10 m<sup>3</sup>単位の方が良いと考える。使用量の多い階層を細かく区分したらいかがか。一番多く使う階層で 50 m<sup>3</sup>の人も 99 m<sup>3</sup>の人も同額であり、50 m<sup>3</sup>から 100 m<sup>3</sup>の超過料金の幅が広いと感ずる。

〈会長〉各委員の意見をまとめ、再度議論する。

まず料金表がわかりやすいほうが良いという意見。

これについては、料金決定の原則から、まさしくその通りである。特に公共料金は分かりやすいのが前提である。しかし、歴史的にわかりやすい料金で、10 円、100 円単位で今まで来たが、消費税の導入で、計算上端数が出てしまうようになってしまった。こうしたことから、できる限りわかりやすい料金表という考え方が望ましい。ちなみに、全国的に事務局提案は 1 円単位が多いが、小数点第 1 位まで作成している自治体もある。ただ、さすがに 1 円未満の単位の料金は無理がある。わかりやすいという観点からは、この原案で考えるのが合理的である。

次に、階層別の負担について。

特にその中で、基本料金が安いほうが良い。あるいは、基本料金が上がるのは負担感を生じないかという意見である。

これについては、第 2 回審議会での講話の中で検証した、水道料金の基本料金と超過料金の考え方である。そこでは基本料金で回収した方が良いという検証結果であった。なぜなら、もともと水道や下水道施設は既に造営済みである。これは実際に稼働するかは別として、投資した以上コストはすでに発生しており、それをどのように回収するかという観点から、妥当なのは案 B4 と思われる。

基本料金を上げ、超過料金を安くという案の提案は、既に投資済みであるという観点、そして使用者の使用量に応じて負担をするといいいながら、実は裾野市において、水道や下水道は 24 時間年中無休で市民の皆さんが、水道の蛇口をひねった、あるいはトイレのレバーをひねったときに、対応できるようになっているという点では、サービスは既に提供済みである。つまり使用の可否という点でなく、使えることに便益があるという考え方がある。これは、基本料金と従量料金との考え方をどのようにするかという点が判断の基準である。

そうすると、基本料金が安い方が本当に得か否か、ということを今一度考える必要がある。使用量の少ない人も実は使える便益は享受しているながら、より使った人に負担させる点が本当に公平か否か。

具体的な社会問題として、例えば、一人暮らしや家族 2 人、3 人の少人数家庭の使用と、企業の事業での使用からすると、使用量に応じてということは、企業が大きく負担する仕組みになっている。この可否についてどのように捉えるかということである。

市民感情から、負担できる人が大きいところに負担してほしいという思いがある。一方で、例えば水の供給であれ水道の排水処理であれ、同じ 1 トンの水を供給する、あるいは同じ 1 トンの水をきれいにするという処理は、実は誰が使用しても変わらないのである。つまり、この従量料金の差を大きくするということは、誰かが大きく負担をして、誰かが軽い負担で済むということである。

ということは、基本料金を抑え、超過水量の使用料金を調整するという案は無視できない。この下水道という役割は、使用した人がというよりも、使えるという便益を考えるべきで、基本料金の方が高いのも納得できるのではないかという意見であったと思う。

こうした観点から、確かに案 B 4 は、基本料金は B 案の中では一番高いが、一番実態に見合った案と言える。

次に、50～100 m<sup>3</sup>の幅が広いという意見について。

実態として事務局に質問をするが、50~100 m<sup>3</sup>の階層は、例えば70 m<sup>3</sup>とかで大きく差があるか。あまり差がなければ新しい区分は設ける必要ないか考えるがいかがか。

〈事務局〉50 m<sup>3</sup>~100 m<sup>3</sup>の階層は市内全体の2%。概ね150世帯。資料3を参照のこと。

〈会長〉全体の中での影響はそう大きくなく、大口に寄せても効果がない。階層別の負担割合の構成から、一般的な家庭層に重点を置くことが、裾野市の場合あてはまりが良いといえる。実は日本全国の地方自治体では人口構成、世帯構成によって全く違うため、他の市町と比較しても、裾野市にはさほど役に立たないという実態を、資料3の1-2の表はよく物語っている。

先ほどの基本料金の議論の中で、基本料金は安い方が良いという意見があった。この資料から基本料金は、全てに関わる点、そして10 m<sup>3</sup>未満、もしくは10~30 m<sup>3</sup>が85%ぐらいの使用量というふうには、裾野市の場合、一般標準世帯と考えた方が良いということになる。つまり、この世帯の負担の公平を鑑みると、実は基本料金をある程度の水準にした方がこのデータからは公平に見える。

これが大都市の場合、大口である程使用量が多い状況があるのでそこを調節している。裾野市の場合、標準世帯の状況を考えるべきである。

また、下水道の基本料金を考える上で、水道情勢を合わせて考える必要がある。報告では水道水の使用量が減っているという。つまり利用者の実態及び経営の観点から、基本料金を重視する方が安定した経営で、実態に見合うものと考えられる。

事務局の説明にあった資料3-3の2ページにおいて、1か月の汚水量16 m<sup>3</sup>考えると、案B1で差額が624円19%、案B2で550円17%、案B3で558円17%、案B4で668円20%、案B5で620円19%である。実額で一番安価は案B2の550円、これに対してB4案は668円で差額118円案B4は高くなる。問題は、上がった感はあるが、月118円の負担を合理的とするのか否か。

今、コンビニエンスストアでペットボトルの飲み物を1本購入した場合、今回の値上げを議論している額よりも、実は家計に大きな負担となっている。このことを考えると、実額としての118円というのは、そう大きくないのではないか。

また、100 m<sup>3</sup>等の階層は、企業などの大口顧客が多い。ここでは実額ベースよりも比率を見るべきである。

例えば案B1は27%、案B2は30%、案B3は32%、案B4は24%、案B5は28%となり、比率では実は公平であるといえる。つまり負担の公平の観点から、事務局が推す案B4は公平であるといえる。

これ以外の案は大口顧客へ偏りがある。実は改定率が21.3%といいながら基本料金を安く抑えると、大口顧客が30%超えの値上げに。平均として21.3%を達成しているが一部に安い人がいて一部に30%超える負担があつていいのかどうか、もう一度考えてみたい。

これは全国的な話であるが、これまでの日本は大口である事業者から高く徴収してきた。事業者は収益があるので取れる者からとろうという料金設定である。

これは事実のため議事録に掲載しても構わないが、要するに一般標準世帯を保護しようとするほど誰かが負担をしなければならない。実は大口の方々に負担をしていただいていたというのが実情。

裾野市の場合、使用の多くが30 m<sup>3</sup>未満であり、その85%の人がいわゆる一般標準世帯である。実は残りの15%の人に負担をかけていたといえる。これを公平といえるかという、少々違和感がある。

将来において施設更新に財源がかかることを鑑みると、極めて少ない大口顧客にその更新財源を求めることはさらなる格差を生む感がある。裾野市内における水道や下水道使用料に負担の格差が生じるといことを考えると、今回はできる限り負担の公平を目指すべきと考える。

全国的な傾向として、産業界からは公平にすべきという意見が多い。理由は大口だから負担の余力があるわけではなくて、だれが使っても1トンの水は1トンの水。きれいにするにしてもあるいは飲み水にしても同じコストがかかっている点である。

結論として、これまで階層で多少のばらつきが生じていたが、事務局でこれだけ多くの計算をしても、いずれかの階層で少々の影響が生ずる。その影響を合理的で公平感のある方にもっていくのか、あるいは不利の方への議論になる。

家計を預かる立場として、先ほどの実額の差額が 118 円程度だが、この負担感はどのように考えるか。  
〈委員〉1 か月間、缶ジュース 1 本分を飲まなければ良いという感覚である。家計でも何とかかなと思う。  
〈会長〉総合すると案 B4 の場合、実はわかりやすい料金というのもこの案 B4 が一番近い。

従量料金については、10 m<sup>3</sup>から 20 m<sup>3</sup>が 119 円で概ね 120 円。50 m<sup>3</sup>から 100 m<sup>3</sup>が 148 円で概ね 150 円。わかりやすさという点でも良いと考える。

〈会長〉案 B4 を企業経営に関わる立場の委員は、改定率の置き方をどのように思うか。  
〈委員〉1 m<sup>3</sup>の水は誰が使用しても同じという概念から、公平性を是正する傾向なので正しいと考える。  
〈会長〉案 B4 は、標準世帯からすれば多少の負担感はあるが、公平な料金体系と言える。

これまでの議論で水道使用量の減少、人口減少という状況から、今回安価に抑えると、次が高くなるとか、次期値上げが早まるとか。結局いつかどこかで調整をしなければいけないという点では、どれを選択しても同じ課題が出る。

今回は、少しの負担感があるが、次回以降は緩やかになる見通し。それも一つの市民サービスとしての見方である。

まとめると、負担感は避けたいけれども、やむをえない範囲であるといえる。そして大口顧客からも、案 B4 は負担の公平性という観点から、委員の意見がすり寄ってきていると思われるがいかがか。  
〈委員〉基本料金を少し上げ、グラフ線の角度を緩やかにしたイメージである。これは対企業、及び企業誘致という事の一つのサービスポイントと考える。また広く市民が負担をするという事は大前提だと考えるので良いと思う。  
〈会長〉他はいかがか。  
〈委員〉特になし。  
〈会長〉では下水道使用料の改定案については、案 B4 を採用ということではよろしいか。  
〈全員〉異議なし。

#### (5) 【答申の骨子について】：事務局案説明

〈会長〉「できるだけ早い時期に改定する」とあるが、具体的に行政側の可能な範囲で表記したいと思うが、早くて令和 3 年度にできると思うが事務局としてはいかがか。  
〈事務局〉令和 2 年度に条例改正が整えば可能である。  
〈会長〉ここはできる限り具体的な表記とし、そのほか異論等がなければ、微調整は会長一任でよろしいか。  
〈委員〉異議なし。  
〈会長〉その他議事の提案はあるか。  
無いので閉会とする。